

幼児教育・保育の無償化が スタートします!!

3～5歳の幼稚園・保育園・認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化されます(0～2歳の住民税非課税世帯の子どもも対象)。

くわしくは 子育て支援課 保育係・子育て環境係 ☎21-5186

幼稚園・保育園・認定こども園などを利用する3～5歳の子どもたちの利用料が無償化されます

●無償化の対象者と利用料

無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前の3年間です。

※幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します
通園送迎費や食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、食材料費のうち副食(おかず・おやつなど)の費用が免除されます。

※保育園については、これまでも保護者の負担であった主食費に加え、副食費用の負担も願います

子ども・子育て支援新制度の対象とならない施設や、無償化となるための認定方法など、利用する際のご不明な点については、お問い合わせください。

☆0～2歳の子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます

子どもが2人以上の世帯は、負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育園などを利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0～2歳の第2子は半額、第3子以降は無償となります。

※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません

☆幼稚園、保育園、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます

地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。



幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

●無償化の対象者と利用料

無償化の対象となるには、日光市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、ご不明な点はお問い合わせください

幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1万1,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。



認可外保育施設等を利用する子どもたち

●無償化の対象者と利用料

無償化の対象となるには、日光市において「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※保育園、認定こども園などを利用できない方が対象となります

※「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、ご不明な点はお問い合わせください

3～5歳の子どもは月額3万7,000円まで、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもは月額4万2,000円までの利用料が無償化されます。

☆認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を無償化の対象とします

認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地

10月1日から

方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育などを指します（認可外施設が不明な場合は、お問い合わせください）。

就学前の発達支援を利用する子どもたち

3～5歳の利用料が無償化されます。

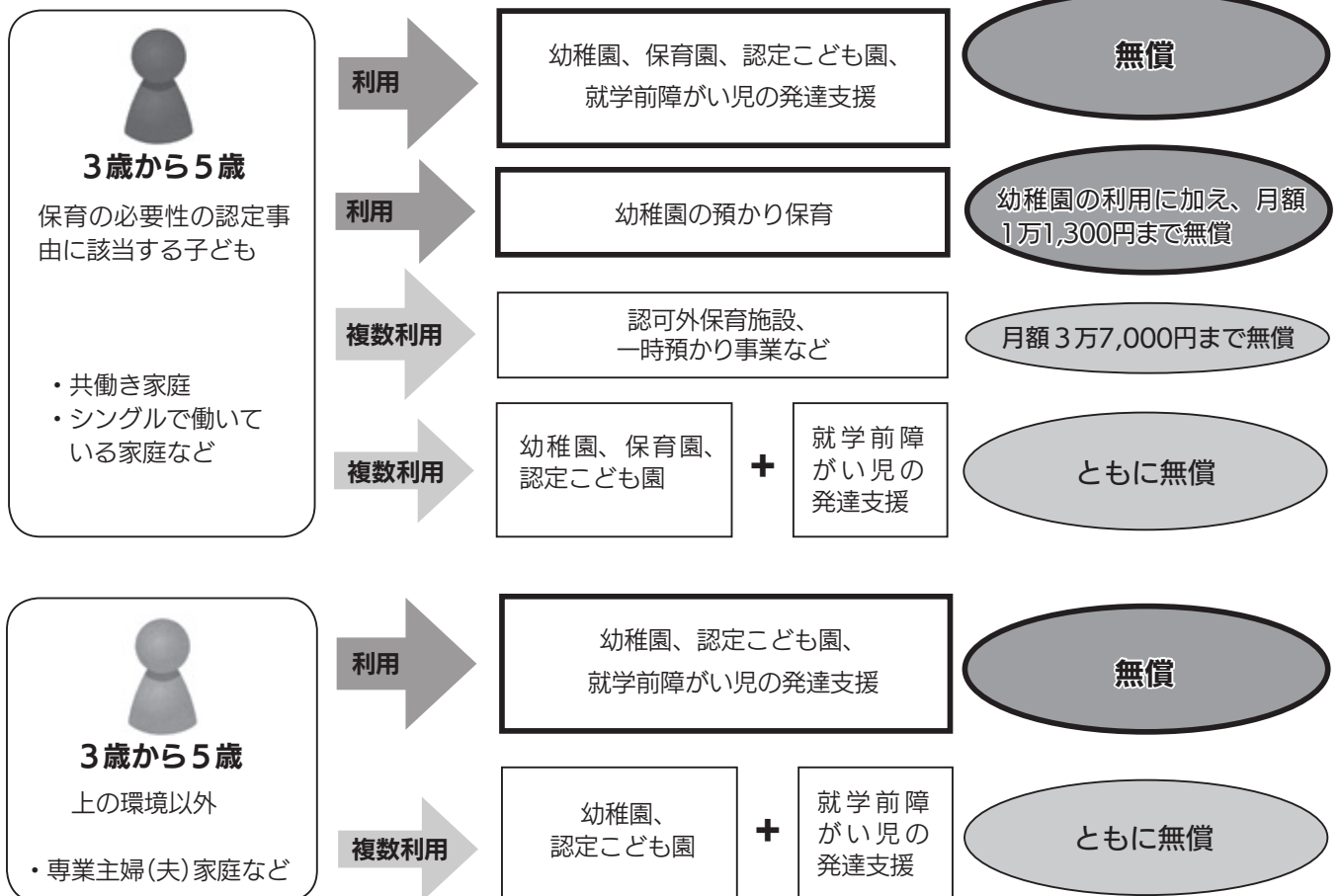
市独自の施策について

これまで実施してきた保育料の減免（第2子半額・第3子以降無料）とした事業については、現在検討中です。

広報についで9月号では副食費（食材料費）の負担などをご案内します。

ご不明な点については、お問い合わせください。

幼児教育・保育の無償化の主な例



住民税非課税世帯は、0～2歳についても無償化の対象になります（認可外保育施設の場合、月額4万2,000円まで無償）。※幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、日光市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります（市外施設を利用する場合も同様）